

# 令和4年度 第1回南丹市人権尊重のまちづくり審議会 会議録

令和5年2月27日(月)

午前10時から11時20分まで

南丹市役所 3号庁舎 第4会議室

出席者：西岡委員、岸本委員、北村委員、大内委員、山内委員（委員全員出席）  
事務局（今西市民部長、西岡人権政策課長、大塚）

## 1.開 会

## 2.委嘱状の交付（市長より1人ずつ手交）

## 3.市長あいさつ

南丹市の人権条例に基づき人権尊重のまちづくり審議会を設置し、委員をご依頼したところ、それぞれお忙しいところご快諾いただきありがたく思っている。人権条例は多くの条例でもまちづくりの根底にある基本的に大事な条例である。

これまで戦前の封建的な社会を受け継ぎ育ってきたが、戦後の大きな社会変化やとりわけ部落問題は大きく改変をされてきたのは、地域の皆様が立ち上がる中で、国も呼応して動いてきた法的な取組もあった。大きく変わってきた中で、最近の首相秘書官の発言には愕然とした。本市では人権尊重が基本であるとの姿勢で臨んでいくことが大切であることを訴えてきたが、昨年が水平社創立100周年ということもあり、各団体のアドバイスも受けながら、条例を制定した。それを具体的にまちづくりに活かしたい。その中身を作っていくために審議会の委員さんに市の実情なり今後の方向性についてご意見を伺いながら、それができるだけ具現化して施策に反映していきたい。積極的にご意見を出していただきたい。これまでの人推協をはじめ啓発活動などを積み上げながら様々な問題を考えてきたが、関りがあるのは市民のごく一部である。どうやって市域全体に拡げていくか。大事なことは子どもたちへの教育の課題もある。若い先生方のなかには、闘争の歴史を詳しくはご存じない方もいる。これら積み上げてきた歴史を知らないなかで、どうやって教える人や子どもが学んでいく環境づくりをしていくかも課題であると感じている。幅広くご意見をいただきたい。お力をお借りしたい。よろしくお願ひしたい。

事務局：本審議会は、令和4年1月1日より施行した「南丹市人権を尊重し多様性を認めあうまちづくり条例」の第10条の規定に基づき設置した。

本条例の内容等について、本審議会の所掌する事項は、「本市における人権施策の基本方針やその他の重要な事項を審議する」とあり、委員は5人以内、その任期は2年。

委員の選出は、「市民及び関係団体の代表者、専門的な知識を有するもの、その他市長が認めるもの」。任期については、本日から令和7年2月26日までとなる。

#### 4 自己紹介 (西岡委員、岸本委員、北村委員、大内委員、山内委員 事務局の順に)

#### 5. 会長・副会長の選任について

(南丹市人権尊重のまちづくり審議会規則 第3条の規定により、立候補者の確認と選出方法の確認)

(事務局一任となり、事務局案が承認される)

事務局 (案)

会 長：大阪商業大学教授 西岡 尚也 委員

副会長：南丹市人権擁護委員会会長 岸本 薫 委員

(会長及び副会長のあいさつ)

西岡会長：私自身が判ってないこともあるが、大役だが引き受けさせてもらった。2年間ご指導いただきたい。

岸本副会長：ご指名を受けましたので頑張らせていただきたい。

#### 6. 報 告

①「南丹市人権を尊重し多様性を認めあうまちづくり条例について」(事務局 説明)

②人権問題に関する市民意識調査について

(別添の平成26年7月実施の「南丹市の人権に関する市民意識調査【結果報告書】」により説明)

事務局：平成29年度の「南丹市人権教育啓発推進計画」策定時に基礎資料として二十歳以上の市民1500名を対象に実施した。実施からほぼ10年経過しており、人権に関する社会情勢も変化している。条例にある「基本方針」策定に向け、人権に係る社会動向を反映させるため意識調査を実施したい。意識調査を方針策定の基礎資料としたい。スケジュールとしては、令和5年度に意識調査を実施し、令和6年度に基本方針を策定したい。意識調査の設問を作成する際には、委員の皆様のご意見をお聞かせ願いたい。

基本方針策定のためには本審議会で委員の意見を伺う。基本方針については、現時点では事務局としては模索しているところ。現状ではイメージもない。各部署の人権に係るものを洗い出し、方向性を体系的に取り込んだ後に南丹市の方針としていきたい。課題抽出のために意識調査を行う。令和5年度に作成する素案を協議いただきたい。調査を分析し方針づくりに活かしたい。素案が出来次第、早いうちにご提示したい。

まずは市の方針を決めていく。高齢者福祉計画や人権教育啓発推進計画などあるが、市として人権尊重のまちづくりをどう進めていくかの方針を定め施策に反映したい。実際にどんな課題があって、何をするかを把握しなければならないので意識調査を行う。前回は人権教育・啓発推進計画策定のために調査を実施した。前回から10年間隔が開いたが、今回は条例を作ったこともあり、今後は定期的に意識調査を進め、方針もアップデートしていきたい。調査の設問について皆さんのご意見をいただくことをまず最初にお願いしたい。

委員：意識調査を作るにあたって、条例を策定した際の職員を集めて基本方針策定の取組をした方が様々な意見が聴けていいのではないか。

事務局：条例策定に際には、条例制定で業務終了とした経過があるが、今ご意見を頂いたので検討したい。

会長：前回調査の回収率が悪い。回収方法を変えては。したくない方の意見も聴くべき。また、元号表記はやめて、少なくとも西暦と併記すべき。外国人をどうするかと言っているのに、時代遅れに感じる。

委員：時代が進めば人権問題も多様化複雑化している。LGBTQ やヤングケアラーなど。時代に沿った設問が必要と感じる。その辺を大事にした方が良い。

委員：質問項目について、作る方は多くを聴きたい、答える方は少ない方が良い。その辺の掛け合いも難しいところ。

会長：文章は長いと煩わしい人もいる。なるべくシンプルに単純化しないと回収率は上がらないのでは。南丹市国際交流協会には300人も外国籍の方が登録されている。彼らが受けた差別について聴けるような機会を作ってほしい。協会にはいっぱい挙がっている。

委員：回収率が悪いことが気になっている。当事者の声を聴く別の方法も考える必要があ

るのでは。当事者に個別に聞き、アンケートを補足し厚くする事も必要だと感じる。

副会長：南丹市でも掘り起こせばいろいろ出てくるのでは。これからのまちづくりにこれらの意見をくみ上げる必要もあると考える。

委員：ペーパーレスでも答えられるようになれば、多く回収できるのではと思う。

会長：ケーブルテレビで回答が出来るようになれば良いのでは。うまく利用すれば市のイメージも良くなる。

委員：高齢者への虐待も結構ある。働く方の人権意識など見えていなかったものが見えてくると良いまちづくりになるのではないか。

事務局：アンケートの手法も変わってきている。回収率は大体3割程度。不特定多数だとそうなる。質問数や内容でも変わってくる。半数くらいは返って来てほしい。ウェブも利用しながら行いたい。素案が出来ればご意見をいただきたい。

会長：成人に限らず、子どもにも調査範囲を拡げては。いじめもある。小中高にまで。機会を増やす方が良い。市の良いアピールになる。

## 7. その他

次回審議会は夏頃に開催する予定。

## 8.閉会 事務局（今西部長）

いろいろご意見いただきありがとうございました。次回は素案を提示したいが、出来上がったものを事前に見ていただき、ご意見を集約したい。ご協力をお願いしたい。